

○「始良市ホームページ」有料広告掲載取扱要綱

平成23年3月1日告示第32号

改正

平成26年2月18日告示第67号

平成27年3月13日告示第104号

「始良市ホームページ」有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、始良市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ 始良市が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに記載する広告は、バナー広告とする。

(広告の規格及び枠数、掲載料)

第4条 掲載する広告の規格及び枠数、掲載料は、次の表のとおりとする。

サイズ	縦46ピクセル×横180ピクセル
画像形式	G I F（アニメーション可）、J P E G又はP N G。 ただし、G I Fアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。 (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。 (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。 (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。
容量	50K B以下
枠数	最大10枠
掲載料	1枠につき1か月15,000円

2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の掲載ページ及び掲載場所)

第5条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、掲載する場所は秘書広報課長が決めるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は1か月単位で行うものとし、連続する掲載期間は各年度最長12か月間とする。

2 掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集（以下「募集」という。）は、市ホームページ又は市が発行する広報紙等で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載申込及び広告原稿の作成、提出)

第8条 広告主は、「始良市ホームページ」有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定し、「始良市ホームページ」有料広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により広告主に通知しなければならない。

2 市長は、広告原稿等を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めることができる。

3 市長は、広告主が第5条第1項に規定する広告の枠数を超えたときは、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

（1）市内において地域福祉や地域振興など地域社会に貢献する事業者等

（2）私企業又は事業を営む個人であって市内に本社を有するもの

（3）私企業又は事業を営む個人であって本社は市外だが市内に事業所等を有するもの

（4）市内にゆかり（出身者等）のあるもの

（5）広告の掲載を希望する期間の長いもの

4 前項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

（広告内容等の変更）

第10条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの告示に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更しようとする月の1週間前までに、「始良市ホームページ」有料広告掲載内容変更申込書（様式第3号）を書面により、届け出なければならない。

（1）広告を差し替えるとき。

（2）広告のリンク先のホームページのアドレスを変更するとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、申込書等の内容に変更が生じたとき。

（広告掲載の取り消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

（3）リンク先の内容等が始良市広告掲載基準（平成22年始良市訓令第31号）に抵触することとなったとき。

（4）その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取り下げ）

第12条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、「始良市ホームページ」有料広告掲載取り下げ申出書（様式第4号）により申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

（掲載料金の還付）

第13条 掲載料金は、還付しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月18日告示第67号）

この告示は、平成26年2月18日から施行する。

附 則（平成27年3月13日告示第104号）

この告示は、平成27年3月13日から施行する。

様式第 1 号
(第 8 条関係)
様式第 2 号
(第 9 条関係)
様式第 3 号
(第 10 条関係)
様式第 4 号
(第 12 条関係)